6.28　郵便業務理事会と協議の上及び大会議の承認を条件として、次の加盟国を指定すること。

大会議の副議長国となるべき加盟国並びに委員会の議長国及び副議長国となるべき加盟国。これらの加盟国の指定に当たっては、加盟国の衡平な地理的配分をできる限り考慮する。

大会議の限定委員会の構成国となるべき加盟国

6.29　郵便業務理事会と協議の上、大会議に提出するために戦略案を審査し、及び承認すること。

6.30　次回の大会議に提出するため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であって国際事務局が郵便業務理事会と協議の上作成したものを承認すること。

6.31　諮問委員会の組織のための枠組みを定め、及び第百六条の規定に従って同委員会の組織を承認すること。

6.32　諮問委員会の委員となるための基準を定め、及びこれらの基準に従って委員となるための申請を承認し、又は承認しないこと。この場合において、管理理事会の会合から会合までの間において迅速な手続を通じて申請に対する取扱いが行われることを確保する。

6.33　諮問委員会の委員となる理事国を指定すること。

6.34　諮問委員会の報告書及び勧告を受領し、及び討議し、並びに諮問委員会の勧告を大会議に提出するために検討すること。

7　管理理事会は、大会議の議長が招集する最初の会合において、理事国のうちから四の副議長国を選出し、及びその内部規則を定める。

8　管理理事会は、その議長の招集により、原則として一年に一回、連合の所在地において会合する。

9　管理理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導する。また、運営委員会は、国際事務局が連合の活動に関して作成する二年ごとの報告書を同理事会の名において承認するものとし、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた他のすべての任務を行う。

10　管理理事会の会合に参加する各理事国の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟国が負担する。ただし、国際連合の作成する表において開発途上国又は後発開発途上国に分類されている加盟国の代表者は、大会議の会期中に開催される会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用（エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る。）の償還を受ける権利を有する。これと同様の権利は、同理事会の委員会、作業部会その他の機関が大会議及び同理事会の会期外に会合するときに、当該委員会、作業部会その他の機関の各構成国の代表者に対し与えられる。

11　郵便業務理事会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に郵便業務理事会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において郵便業務理事会を代表する。

12　諮問委員会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に同委員会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において同委員会を代表する。

13　郵便業務理事会は、同理事会の活動と管理理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして管理理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。

14　管理理事会が開催される加盟国は、当該加盟国が理事国でない場合には、オブザーバーとして会合に参加するよう招請される。

15　管理理事会は、同理事会がその活動に参加させることを希望する国際機関、団体若しくは企業の代表者又は資格のある者を投票権なしでその会合に参加するよう招請することができる。また、同理事会は、その議事日程に掲げる問題に関係のある加盟国を同様の条件で招請することができる。

16　次の者は、希望する場合には、投票権なしでオブザーバーとして管理理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。

16.1　郵便業務理事会の理事国

16.2　諮問委員会の委員

16.3　管理理事会の活動に関心を有する政府間機関

16.4　その他の加盟国

17　管理理事会は、運営上の理由により、オブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、オブザーバーの審議における発言権を制限することができる。

18　管理理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。オブザーバーは、希望する場合には、同理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、オブザーバーは、自己の有する専門的知識及び経験により作業部会及びプロジェクト・チームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

19　例外的な場合には、会合又は会合の一部へのオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、オブザーバーが受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。

第三条

一般規則第百三条を次のように改める。

第百三条　管理理事会の活動に関する情報

1　管理理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、限定連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。

2　管理理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。

第四条

一般規則第百四条を次のように改める。